第6章 保護に係る諸手続き

諸手続きは以下に区分し、別紙のとおり部位に応じて主な手続きの基準を定める。なお、諸 手続きに関する申請書・届出書等は、山鹿市教育委員会および熊本県教育委員会を経由して、 文化庁に提出するものとする。

1. 文化庁長官への許可を要する行為

ア 現状変更

現状変更とは、以下のような行為を指す。

- 1)改造する場合(間仕切りの取付けまたは撤去、窓の取付けなど)
- 2)構造、形式、規模を変える場合
- 3) 意匠を変える場合
- 4)復原しようとする場合
- 5)移築または曳家をする場合
- 6)建物の建つ地盤の高さを変える場合

なお、文化財建造物を維持していくための必要な措置として、修理、または火災による 損傷及び被害の拡大を防ぐための応急処置は、現状変更に該当しない。

イ 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為とは、文化財建造物そのものには改造を加えなくても、その行為によって災害やき損の恐れが生じ構造耐力を弱めるなど、文化財建造物の保存上好ましくない影響を与える行為をいい、以下のような行為を指す。

- 1)文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合
- 2) 文化財建造物の敷地内の火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- 3)文化財建造物の周辺における切土、盛土、その周辺の構造耐力を弱め災害を及ぼす恐れのある場合
- 4)文化財建造物の内部に、防災及び美観上問題を生じやすいような仮設的な施設を設ける場合
- 5) 文化財建造物内に、重量物を搬入しようとする場合

文化庁長官への許可が必要な事項

事項	手続者	受理者	提出期限	備考	根拠法令
現状変更または保存に影	行為を行お	文化庁長官	事前	但し維持の措置もし	法 43 第 1 項
響を及ぼす行為	うとする者	(注)		くは応急措置または	
				影響が軽微の場合は	
				除外される	

(注)建造物である重要文化財と一体のもとして当該重要文化財に指定された土地(敷地)や建造物以外の物件(棟札、獅子口、奉納扁額)の現状変更等の許可は、熊本県教育委員会が行う。

2. 文化庁長官への届出を要する行為

ア 所有者の変更

新規所有者が届出なければならない。

イ 所有者の氏名・名称・住所の変更 所有者が届出なければならない。

ウ 滅失・き損

文化財建造物の全部あるいは一部が滅失したり、き損した場合、あるいは棟札などの附指 定となっている物件など紛失したり、盗みとられたりした場合がこれに該当する。

エ 所在場所の変更

附指定 (棟札、獅子口、奉納扁額)の移動可能な重要文化財について、これらを収納して 保存するために位置を変更する場合などがこれに該当する。

重要文化財建造物そのものの移築はその周辺環境や歴史的価値に重大な影響を及ぼすので、 現状変更として取り扱われる。

才 修理

き損拡大を防ぐための応急の処置などは特に届出を必要としないが、建造物の修理は、届出を行う必要がある。なお、部位の設定基準4、5の修理については届出を必要としない。 ただし部位設定の基準1、2に影響を与える場合は、部位基準の4、5の修理であっても届出が必要である。

文化庁長官への届出が必要な事項

事 項	手続者	受理者	提出期限	備考	根拠法令
所有者の変更	新所有者	文化庁長官	20 日以内	指定書添付	法 32 第 1、2
					項
所有者・管理責任者の氏	山鹿市	文化庁長官	20 日以内	指定書添付	法 32 第 3 項
名・名称・住所の変更	管理責任者				
滅失・き損・亡失・盗難	山鹿市	文化庁長官	10 日以内		法 33
所在の場所の変更	山鹿市	文化庁長官	20 日以前	指定書添付。ただし	法 34
				補助金による修理や	
				現状変更など他の手	
				続きがすでに行われ	
				ている場合は届出を	
				要しない	
修理の着手(現状変更に	山鹿市または	文化庁長官	30 日前ま		法 43 の 2 第
かかわるものを除く)お	管理団体		でに届出		1 項 / 修理届
よび修理の終了			ただし軽		出規則第1、
の届出			微な修理		2条
			は事後に		表 6 - 1 参照
			届出		
管理責任者の選任・解	山鹿市または	文化庁長官	20 日以内		法 31 第 3 項
任・変更	新管理責任者				
有償譲渡	譲渡者	文化庁長官	事前		法 46

カ 修理届の緩和措置

修理届の緩和措置は、次の表 6-1 の基準によることとする。なお、形状、材質、仕上げ、色彩等を現状に合わせて修理する。工法等については、重要文化財指定後に行った保存修理時の仕様に準じて行う。施工に当たっては国又は県指定文化財建造物修理経験のある施工業者による修理とする。

表 6-1 修繕規模による修理届の緩和基準

部分	部位	項目	修理届の緩和の基準 いずれも1か所当り		
外部屋根		・上塗り、漆喰塗りの補修	・1.0㎡以上3.3㎡未満の補修 ・修理には剥落物を使用する		
	壁	・中塗、荒壁までの補修	・0.1 m 未満の補修 ・修理には剥落物を使用する		
		板壁の損傷、虫害(発生の都度)	・損傷1.0㎡以上3.3㎡未満の修繕 ・材の取替を伴う場合、0.1㎡以上、1.0㎡未満		
	E#1	瓦の損傷	・1.0㎡以上、9.9㎡未満の修繕		
	座似	・雨樋の劣化、錆、取付け状況	• 1.0m以上3.0m未満の補修、塗装		
	その他	・窓廻り木部の腐朽、塗装剥離 ・正面看板の錆、固定状況 ・太鼓櫓の木部の腐朽	・1.0㎡以上、3.3㎡未満の修繕 ・材の取替を伴う場合、0.1㎡以上1.0㎡未満		
内部 京 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		・上塗り、漆喰塗りの補修	・0.1㎡以上1.0㎡未満の補修 ・修理には剥落物を使用する		
	壁	・中塗、荒壁までの補修	・0.1 m 未満の補修 ・修理には剥落物を使用する		
		・板壁の損傷、虫害(発生の都度)	・損傷1.0㎡以上3.3㎡未満の修繕 ・材の取替を伴う場合、0.1㎡以上、1.0㎡未満		
	奈落	たたきの過乾燥又は過湿、 ひび割れ、凸凹(発生の都度)	・0.1 m 以上3.3未満の補修		
	床	張板の浮き(発生の都度)	・材は健全で固定のみ問題が生じた張板の浮きの場合、1.0㎡以上3.3㎡未満の修繕 ・腐朽等で材の交換が伴う場合、0.1㎡以上1.0m 未満の修繕		
	建具	・板戸(発生の都度) ・障子戸(発生の都度) ・雨戸(発生の都度)	・木部材の1/4未満の交換を伴う修繕 保存部材等の保管については、21頁を参照		

3.保存活用計画の取扱い

- (1)本保存活用計画は山鹿市教育委員会が策定したものであり、所有者(山鹿市長)は、山鹿市教育委員会と連携してこれを運用しなければならない。山鹿市教育委員会は、熊本県教育委員会および文化庁との連携を図り、この計画を運用するものとする。
- (2)この計画は、令和4年度を基準として策定されたものであり、その後の社会環境の変化や 活用方針の変更、調査研究の進展に応じて、逐次必要な修正を図り、計画内容の充実を期す るものとする。

計画の修正・変更を行う場合、所有者(山鹿市長)は、山鹿市教育委員会と連携し、専門家等の助言を得ながら修正・変更内容を検討しなければならない。計画の修正・変更を行う場合は、山鹿市教育委員会は熊本県教育委員会と十分に協議し、文化庁の指導・助言のもと再認定が必要となる。